

## 喬木村農作物災害緊急対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、農作物の災害緊急対策事業を、村長が適当と認める個人又は団体（以下「農業者団体等」という。）が行うために要する経費に対し、補助金を交付することについて、喬木村補助金等交付規則（昭和45年規則第14号。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

### (経費及び補助率)

第2条 前条に規定する補助金の対象経費及び補助率は、農業者団体等が行う村が別に定める自然災害により被災した農作物の緊急防除に要する薬品代の4分の1以内で、村長が適当と認めるものとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、喬木村農作物災害緊急対策事業補助金交付申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

### (交付金の交付決定等)

第4条 村長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに事業の内容等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、喬木村農作物災害緊急対策事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

### (変更等の承認)

第5条 前条第1項に規定する交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事業の内容等を変更しようとするときは、喬木村農作物災害緊急対策事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (実績報告)

第6条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、喬木村農作物災害緊急対策事業補助金実績報告書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

### (補助金の交付請求)

第7条 交付決定者が補助金の支払(概算払を含む。)を受けようとするときは喬木村農作物災害緊急対策事業補助金請求書(様式第5号)を村長に提出するも

のとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。